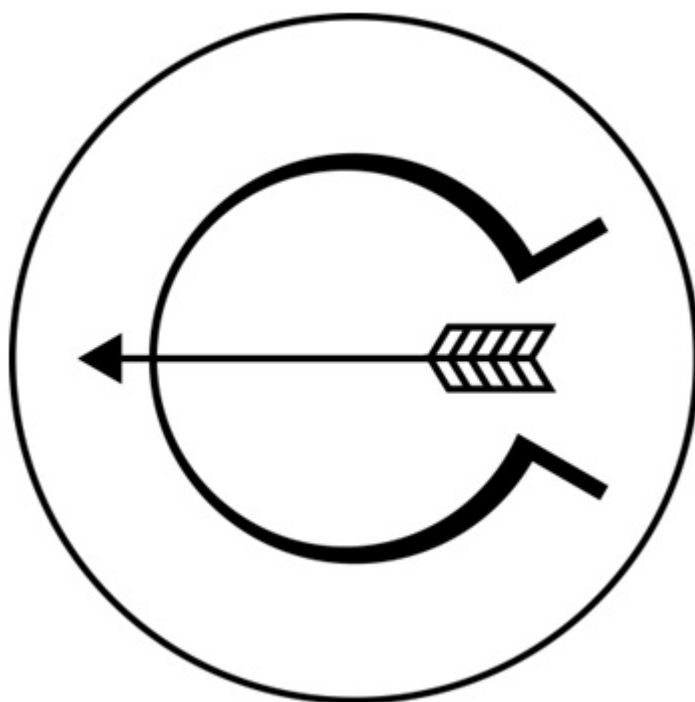


令和6年8月10日

第70期 都学連定時総会

議題詳細



東京都学生弓道連盟

議事次第・目次

<前半>

01. 表彰式・講評
02. 定足数確認・開会挨拶
03. 第70期 事業報告
04. 第70期 決算報告
05. 副会長推薦
06. 第71期 役員選出
07. 第71期 事業計画案
08. 第71期 予算案
09. 全日本学生弓道連盟より活動報告

<後半>

10. 都学連規約 改正について
 01. 一部誤植について
 02. 競技審判規定について
 03. 再度ブロック抽選を行う方法について
 04. 議決の方法について
 05. 的中規定について
 06. 全関東学生弓道選手権大会について
 01. 選手交代について
 02. 個人戦予選について
 07. リーグ戦について
 01. 競射について
 02. 出場の定義について
 08. 棄権の対応について
 09. 要項統一化について
11. 全関個人戦予選対面化について
12. リーグ編成表について
13. 女子部記録会行射本数について
14. 男子部・女子部廃止について
15. 第71期リーグ戦について
16. 連絡事項・その他

01. 表彰式・講評

優勝杯返還・レプリカ授与

第 69 期新人戦優勝校 : 法政大学

第 69 期女子部新人戦優勝校 : 慶應義塾大学

表彰

第 70 期新人戦

: 優勝 法政大学

準優勝 日本大学

第三位 東京都立大学

第 70 期女子部新人戦

: 優勝 早稲田大学

準優勝 慶應義塾大学

第三位 立教大学

新人賞

新人賞

: 富田 裕聖 さん (法政大学 3 年)

沼宮内嶺河 さん (法政大学 2 年)

中川 航希 さん (慶應義塾大学 2 年)

橋壁 良奈 さん (日本大学 2 年)

宮本 紀香 さん (日本大学 2 年)

鈴木 太朗 さん (東京都立大学 2 年)

山本龍之介 さん (東京都立大学 2 年)

女子部新人賞

: 野口 凜 さん (桜美林大学 2 年)

首藤 菜那 さん (早稲田大学 3 年)

富田 麻友 さん (立教大学 4 年)

占部愛依理 さん (慶應義塾大学 4 年)

渡邊菜々美 さん (慶應義塾大学 2 年)

皆中賞

皆中賞

: 沼宮内嶺河 さん (法政大学 2 年)

講評

東京都学生弓道連盟 副会長 米田 文彦先生

02. 定足数確認・開会挨拶

規約条文

第十九条《定足数》

総会は加盟校の三分の二以上の出席、または委任状の提出がなければこれを開くことが出来ない。

⇒53 校在籍。よって 36 校以上の出席または委任状の提出があれば本総会は正常に成立する。

- ・出席 : 45 校
- ・委任状提出 : 8 校

03. 第 70 期 事業報告

(別紙参照)

04. 第 70 期 決算報告

(後日掲載)

※議決は臨時総会にて行う。

05. 副会長推薦

前任

- ・副会長 : 米田 文彦先生
- ・副会長 : 竹尾 和臣先生

推薦(後任)一覧

- ・副会長 : 加藤 善行先生
- ・副会長 : 坂 真智子先生

06. 第71期 役員選出

前任

- ・委員長 : 酒井 駿輔 (早稲田大学)
- ・副委員長 : 西山 知里 (慶應義塾大学)
- ・副委員長総務 : 狩野 秀鷹 (芝浦工業大学)
- ・副委員長会計 : 山崎 洋紀 (東京都立大学)
- ・女子部委員長 : 村岡明花音 (東京理科大学)
- ・女子部副委員長 : 土井 可蓮 (東京農業大学)
- ・専任委員会計 : 林 悠 (一橋大学)
- ・専任委員 : 宮良由宇土 (慶應義塾大学)
- ・専任委員 : 廣瀧 小夏 (帝京大学)
- ・専任委員 : 松井 天斗 (明治学院大学)
- ・運営委員 : 宮部 杏菜 (上智大学)
- ・運営委員 : 根本 日子 (学習院大学)

推薦(後任)一覽

- ・委員長 : 宮良由宇土 (慶應義塾大学)
- ・副委員長 : 廣瀧 小夏 (帝京大学)
- ・副委員長総務 : 松井 天斗 (明治学院大学)
- ・副委員長会計 : 林 悠 (一橋大学)
- ・女子部委員長 : 宮部 杏菜 (上智大学)
- ・女子部副委員長 : 根本 日子 (学習院大学)
- ・専任委員会計 : 藤井 航平 (東京都立大学)
- ・専任委員 : 塚原凜太郎 (早稲田大学)
- ・専任委員 : 小林 昂聖 (専修大学)
- ・専任委員 : 望月駿一郎 (芝浦工業大学)
- ・運営委員 : 杉山 菜摘 (桜美林大学)
- ・運営委員 : 漆原 優美 (学習院大学)

07. 第 71 期 事業計画案

(別紙参照)

※補足

・第 55 回全関東学生弓道選手権大会

⇒開催日時：2025 年 6 月 14～15 日（土・日）で確定。

※団体予選の開催形式に関しては日本武道館にて実施予定

※個人予選の開催形式に関しては検討中

08. 第 71 期 予算案

(後日掲載)

※議決は臨時総会にて行う。

09. 全日本学生弓道連盟より活動報告

今後の行事予定

インカレ大会

- ・第72回全日本学生弓道選手権大会
8/22～8/24 於：グリーンアリーナ神戸
- ・第55回全日本学生弓道遠的選手権大会
8/25 於：ユニバー記念競技場（神戸総合運動公園内）

伊勢大会

- ・全日本学生弓道王座決定戦第72回男子の部/第48回女子の部
- ・東西学生弓道選抜対抗試合第70回男子の部/第48回女子の部
11/23～11/26 於：神宮弓道場（三重県伊勢市）

※以降の行事については代々木研修会にてお知らせいたします。変更がある際は本連盟 HP 並びに Twitter で告知いたします。各種、ご確認ください。

なお、選手監督必携等の各種資料については、本連盟 HP よりご確認ください。

大会参加への注意点

- ・選手登録の締切日を厳守してください。
- ・「選手監督必携」を熟読してください。
- ・代表者会議に必ず出席してください。
- ・大会オープンチャットに参加してください。

広報活動について

本連盟広報活動の一環として、今年も連盟インスタグラムにて「24 インカレ出場校紹介」企画を行います。

以下をご確認の上、奮ってご参加ください。

期日：8月11日（日）

宛先：zennichigakuren.info@gmail.com

送付するもの：写真（正方形）・意気込み等

※詳細は本連盟オープンチャットをご覧ください。

10. 都学連規約 改正について

01. 一部誤植について

現行規約（原文）

第四十一条《出場資格》

①選手の出場資格は、当該大学の在学し、本連盟に部員登録した者のみこれを有する。

第五十五条《リーグ編成》

①加盟校は一部・二部・三部・四部・五部に分類し、三部はA・Bに分割、四部五部はA・B・Cに分割する。なお、原則として各ブロックにつき五大学とする。

④加盟校の不出場により、ブロックの中の参加校数に他のブロックと2校以上の差が生じた場合、当該校の主将(女子責任者)を招集し、再度ブロック抽選を行う。

第八十五条《リーグ編成》

①加盟校は一部・二部・三部・四部・五部に分類し、二部・五部はA・Bに分割、三部・四部はA・B・Cに分割する。なお、原則として各ブロックにつき五大学とする。

④加盟校の不出場により、ブロックの中の参加校数に他のブロックと2校以上の差が生じた場合、当該校の主将(女子責任者)を招集し、再度ブロック抽選を行う。

第七十五条《リーグ戦個人的中記録会出場資格》

①相手校の棄権、リーグ・ブロック内の不出場校の発生および大学数の不足により、試合数が1試合以上3試合未満であり、個人的中率の表彰資格を得られない

第一〇三条《女子部リーグ戦個人的中記録会出場資格》

①相手校の棄権、リーグ・ブロック内の不出場校の発生および大学数の不足により、試合数が1試合以上3試合未満であり、個人的中率の表彰資格を得られない

発議背景

現行規約において、度重なる規約改正により条文の誤植や表記揺れが散見されるため、これを訂正したい。

発議・提案内容

・下記のように条文を修正

第四十一条《出場資格》

①選手の出場資格は、当該大学のに在学し、本連盟に部員登録した者のみこれを有する。

第五十五条《リーグ編成》

①加盟校は一部・~~三部~~・~~三部~~・~~四部~~・~~五部~~I部・II部・III部・IV部・V部に分類し、三部III部はA・Bに分割、四部五部IV部・V部はA・B・Cに分割する。なお、原則として各ブロックにつき五大学とする。

④加盟校の不出場により、ブロックの中の参加校数に他のブロックと二校以上の差が生じた場合、当該校の主将(女子責任者)を招集し、再度ブロック抽選を行う。

第八十五条《リーグ編成》

①加盟校は一部・~~三部~~・~~三部~~・~~四部~~・~~五部~~I部・II部・III部・IV部・V部に分類し、~~三部~~・~~五部~~II部・V部はA・Bに分割、~~三部~~・~~四部~~III部・IV部はA・B・Cに分割する。なお、原則として各ブロックにつき五大学とする。

④加盟校の不出場により、ブロックの中の参加校数に他のブロックと二校以上の差が生じた場合、当該校の主将(女子責任者)を招集し、再度ブロック抽選を行う。

第七十五条《リーグ戦個人的中記録会出場資格》

①相手校の棄権、リーグ・ブロック内の不出場校の発生および大学数の不足により、試合数が一試合以上三試合未満であり、個人的中率の表彰資格を得られない

第一〇三条《女子部リーグ戦個人的中記録会出場資格》

①相手校の棄権、リーグ・ブロック内の不出場校の発生および大学数の不足により、試合数が一試合以上三試合未満であり、個人的中率の表彰資格を得られない

02. 競技審判規定について

現行規約（原文）

第三十五条《競技審判規定について》

本連盟主催の公式試合における競技審判規定は、本連盟の規定に依る。また特に指定の無い場合本連盟の公式試合においては矢声を禁止しないものとする。

発議背景

現行規約において、「規定」とあるが、競技規定を示した文書で本連盟が公開しているものは複数種類あり、不明瞭な表現になっているため、改善したい。

発議・提案内容

・下記のように条文を修正

第三十五条《競技審判規定について》

本連盟主催の公式試合における競技審判規定は、本連盟指定の規定に依る。また特に指定の無い場合本連盟の公式試合においては矢声を禁止しないものとする。

03. 再度ブロック抽選を行う方法について

現行規約（原文）

第五十五条《リーグ編成》

④加盟校の不出場により、ブロックの中の参加校数に他のブロックと2校以上の差が生じた場合、当該校の主将(女子責任者)を招集し、再度ブロック抽選を行う。

第八十五条《リーグ編成》

④加盟校の不出場により、ブロックの中の参加校数に他のブロックと2校以上の差が生じた場合、当該校の主将(女子責任者)を招集し、再度ブロック抽選を行う。

発議背景

現行規約において、現状では定時総会には主将・女子責任者以外でも出席が可能となっている。そのため、代表者でもブロック抽選を行えるように改善したい。

発議・提案内容

・下記のように条文を修正

第五十五条《リーグ編成》

④加盟校の不出場により、ブロックの中の参加校数に他のブロックと~~2~~二校以上の差が生じた場合、当該校の主将(~~女子責任者~~)代表者を招集し、再度ブロック抽選を行う。

第八十五条《リーグ編成》

④加盟校の不出場により、ブロックの中の参加校数に他のブロックと~~2~~二校以上の差が生じた場合、当該校の主将(~~女子責任者~~)代表者を招集し、再度ブロック抽選を行う。

04. 議決の方法について

現行規約（原文）

第二十二條《議決の方法》

総会の議決は加盟校の過半数でこれを決議し、可否同数の場合は議長に一任する。但し、本規約の改正は第二十三條に従う。

発議背景

現行規約において、懲戒処分における出場停止処分の議決方法が第二十二條に記載されていない。過去に議決方法について誤りがあった事例を鑑みても、記載しておく方が適切であると考えられる。

発議・提案内容

- ・下記のように条文を修正

第二十二條《議決の方法》

総会の議決は加盟校の過半数でこれを決議し、可否同数の場合は議長に一任する。但し、本規約の改正は第二十三條、議決を要する懲戒処分については第二十八條に従う。

05. 的中規定について

現行規約（原文）

第三十七條《的中規定》

- ④二、行射前の段階、もしくは空筈等で道場内に矢が残った場合。その際、その矢のみ無効とする。該当する矢は安全確認をした上で、選手自身の判断で処理してよい。

発議背景

現行規約において、的中規定と引き直し規定での齟齬が見られる。また、「無効とする。」ではその矢を引いていないことになってしまう。「外れとする。」とした方が他の条文と比較して整合性が取れる。

発議・提案内容

- ・下記のように条文を修正

第三十七條《的中規定》

- ④二、行射前の段階、もしくは失矢、空筈等で道場内に矢が残った場合。その際、その矢のみ無効外れとする。該当する矢は安全確認をした上で、選手自身の判断で処理してよい。

06. 全関東学生弓道選手権大会について

06-01. 選手交代について

現行規約（原文）

第一七三条《試合方式》

①男子団体戦は次の規定を以て行う。

三、選手交代はこれを認める。但し第六十四条第一項は適用しない。

②女子団体戦は次の規定を以て行う。

三、選手交代はこれを認める。但し第九十一条第一項は適用しない。

発議背景

現行規約において、全関東大会の選手交代注意をリーグ戦の規定を参照して説明するのは適切ではない。また、第一七四条に全関東大会に適用される選手交代に関して十分な記載があるため削除したい。

発議・提案内容

・下記のように条文を修正

第一七三条《試合方式》

①男子団体戦は次の規定を以て行う。

~~三、選手交代はこれを認める。但し第六十四条第一項は適用しない。(削除)~~

②女子団体戦は次の規定を以て行う。

~~三、選手交代はこれを認める。但し第九十一条第一項は適用しない。(削除)~~

06-02. 個人戦予選について

現行規約（原文）

第一七三条《試合方式》

③男子個人戦は次の規定を以て行う。

一、第一次予選 一手一中以上通過

二、第二次予選 一手皆中通過

三、第三次予選 一手皆中通過

四、射詰 但し、四本目より約二四・二センチ（八寸）的とし、星は八・一センチ（二寸八分）とする。

④女子個人戦は次の規定を以て行う。

一、第一次予選 四射二中以上通過

二、第二次予選 一手一中以上通過

三、第三次予選 一手皆中通過

四、射詰 但し、四本目より約二四・二センチ（八寸）的とし、星は八・一センチ（二寸八分）とする。

発議背景

現行規約において、個人戦予選の通過基準に現状との齟齬が見られる。また、女子においては通過人数が大幅に増加し、会場の使用時間に余裕がなくなっている現状があるため、改正の必要性がある。

発議・提案内容

・下記のように条文を修正

第一七三条《試合方式》

③男子個人戦は次の規定を以て行う。

一、第一次予選 一手一中以上通過

二、第二次予選 一手四射皆中通過

三、第三次予選 一手皆中通過

四三、射詰 但し、四本目より約二四・二センチ（八寸）的とし、星は八・一センチ（二寸八分）とする。

④女子個人戦は次の規定を以て行う。

一、第一次予選 四射三中以上通過

二、第二次予選 一手一中皆中通過

三、第三次予選 一手皆中通過

四三、射詰 但し、四本目より約二四・二センチ（八寸）的とし、星は八・一センチ（二寸八分）とする。

07. リーグ戦について

07-01. 競射について

現行規約（原文）

第五十一条、第八十二条《団体競技における勝敗の決定》

③競射の先攻・後攻は一手競射・一本競射の前にそれぞれ矢振りを行って決め、一本競射が続く場合は毎回矢振りを行う。

第六十三条、第九十三条《先攻・後攻の決定》

試合の先攻・後攻は、矢振りによって決定する。

発議背景

現行規約では、競射をする際に毎回集合・競射の流れとなっていて、試合時間が長引いてしまう。また、女子は午前・午後試合となっているため、午後試合の開始が大幅に遅れてしまう可能性がある。

競射になった際は、集合せず、立合による試合結果の確認のみ行い、そのまま立合が競射を宣言する形に変更したい。

発議・提案内容

・下記のように条文を修正

第五十一条、第八十二条《団体競技における勝敗の決定》

③競射の先攻・後攻は、第六十三条第二項に従う。は~~一手競射・一本競射の~~
~~前にそれぞれ矢振りを行って決め、一本競射が続く場合は毎回矢振りを行う。~~

第六十三条、第九十三条《先攻・後攻の決定》

①試合の先攻・後攻は、矢振りによって決定する。

②競射の先攻・後攻は、試合の先攻・後攻に準ずるものとする。

07-02. 出場の定義について

現行規約（原文）

第六十四条、第九十四条《選手の通知》

- ①各大学は試合開始前に当日の試合に出場する選手八名と控え四名の氏名を立合及び相手校に書面で通知しなければならない。通知なく出場した場合、当該選手の矢を全て外れとする。

第六十六条、第九十六条《選手交代の通知》

選手交代する時には、当該する立が本座に進む前に立合及び相手校に書面で通知しなければならない。通知なく交代選手が出場した場合、当該選手の矢を外れとする。

発議背景

現行規約において、「出場」の定義が明確ではない。本改正で、「本座線を越えて入場する」という行為を行なったか、を基準としたい。

また、的中外れの条文に表記揺れがあったため、変更したい。

発議・提案内容

- ・下記のように条文を修正

第六十四条、第九十四条《選手の通知》

- ①各大学は試合開始前に当日の試合に出場する選手八名と控え四名の氏名を立合及び相手校に書面で通知しなければならない。通知なく出場本座線を越えて入場した場合、当該選手の矢を全て外れとする。

第六十六条、第九十六条《選手交代の通知》

選手交代する時には、当該する立が本座に進む前に本座線を越えて入場する前に立合及び相手校に書面で通知しなければならない。通知なく交代選手が出場本座線を越えて入場した場合、当該選手の矢を全て外れとする。

08. 棄権の対応について

現行規約（原文）

第六十七条、第九十七条、第一二六条、第一四七条《棄権》

②次の各号に該当する場合、立合は相手校と協議の上、該当大学を棄権とみなすことが出来る。

発議背景

現行規約において、立合に棄権の全権限がある。棄権は本連盟が判断並びに把握する必要があるため、変更したい。

発議・提案内容

・下記のように条文を修正

第六十七条、第九十七条、第一二六条、第一四七条《棄権》

②次の各号に該当する場合、立合は相手校と協議の上、該当大学を棄権とみなすことが出来る。なお、棄権の最終決定は本連盟が行う。

09. 要項統一化について

現行規約（原文）

第七十九条《実施要項への委任》

その他リーグ戦に関する事項は実施要項・運営要項によって定める。

第一〇七条《実施要項への委任》

その他女子部リーグ戦に関する事項は実施要項・運営要項によって定める。

第一二九条《実施要項への委任》

その他新人戦に関する事項は実施要項・運営要項によって定める。

第一五〇条《実施要項への委任》

その他女子部新人戦に関する事項は実施要項・運営要項によって定める。

第一五七条《実施要項への委任》

その他百射会に関する事項は実施要項・運営要項によって定める。

第一六四条《実施要項への委任》

その他女子部記録会に関する事項は実施要項・運営要項によって定める。

第一七七条《実施要項への委任》

その他本大会に関する事項は実施要項・運営要項によって定める。

発議背景

大会において実施要項、立合要項、試合マニュアル等参照する資料が多く、必要な情報を得るのが困難である。その為、大会要項として統一化を図りたい。

発議・提案内容

・下記のように条文を修正

第七十九条《実施要項への委任》

その他リーグ戦に関する事項は実施要項・運営要項大会要項によって定める。

第一〇七条《実施要項への委任》

その他女子部リーグ戦に関する事項は実施要項・運営要項大会要項によって定める。

第一二九条《実施要項への委任》

その他新人戦に関する事項は実施要項・運営要項大会要項によって定める。

第一五〇条《実施要項への委任》

その他女子部新人戦に関する事項は実施要項・運営要項大会要項によって定める。

第一五七条《実施要項への委任》

その他百射会に関する事項は実施要項・運営要項大会要項によって定める。

第一六四条《実施要項への委任》

その他女子部記録会に関する事項は実施要項・運営要項大会要項によって定める。

第一七七条《実施要項への委任》

その他本大会に関する事項は実施要項・運営要項大会要項によって定める。

11. 全関個人戦予選対面化について

背景

- ・本年度は団体戦予選をコロナ禍前の形に戻し日本武道館での対面予選となった。
- ・コロナ禍前までは、個人戦予選も対面化で実施されていた。都学は加盟校に道場貸出をして貰い、会場に競技校を均等に割り振って行っていた。
- ・本年度の個人戦予選において、対面化を試みた。しかし、団体戦・個人戦どちらも対面化することによる負担が大きい為、まずは団体戦のみ対面化とすることとした。
- ・また、全日主催のインカレ大会では今後個人戦予選は対面ではなく、オンラインで開催する事が決定されている。
- ・全関が終了してからもう一度本連盟内で協議を重ねたが、個人戦予選を対面化に必ずしも戻す必要はないのではないかという意見が出た。

今回の議論

- ・コロナ禍前の個人戦予選の開催形式を共有。
- ・各校意見交換。対面かオンラインかどちらが良いか理由を含めて協議する。
- ・出た意見を集約。来年度の開催形式を本連盟内で協議し、研修会で共有できる状態を目指す。

12. リーグ編成表について

背景

- ・ここ数年の女子部リーグ戦において、V部の参加校が不出場となり、出場校が2校のみのブロックが発生してしまった。
- ・また、本連盟内で女子部リーグ編成表と男子のリーグ編成表で大幅に違いがあるのは不適切ではないかという発議があった。
- ・仮に編成表を組み直す際に、リーグの昇格・降格が発生してしまう。その為、加盟校の意見を参考にさせていただきたい。

今回の議論

- ・リーグ編成表の問題点を説明。
- ・各校意見交換。再編成に賛成か反対か。また、反対の場合はその理由、賛成の場合は再編成をどのような方式で行うべきかを協議する。
- ・出た意見を集約。本連盟内で再度協議。

13. 女子部記録会行射本数について

背景

2022年12月 学生弓道合同研修会にて発議

- ・本連盟役員から発議背景を説明（男女の競技格差、他大会の現状等）。
- ・ブロック別討論会の議題として議論するも、十分な時間が取れず。

2023年8月 定時総会にてディスカッション

- ・本連盟より加盟校に向けて事前アンケートを実施。
- ・ディスカッションにて60射が妥当という結論となる。
- ・参加費の懸念や改正の必要がある為、議決は研修会で取ることとなった。

2023年12月 学生弓道合同研修会にて可決

- ・参加人数の減少に伴い、参加費増加が決定。

今回の議論

- ・本連盟役員から変更した結果を説明。
- ・各校意見交換。各校今年60射に変更してどのように感じたか。また、今後今年の形式で実施していくことへの懸念点があるかどうかの協議をする。
- ・出た意見を集約。今後の参考にさせていただきたい。

14. 男子部・女子部廃止について

背景

・全日本学生弓道連盟が男子部・女子部を廃止。それを受けて本連盟で廃止を考えてもいいのではないか。

- ・大会名は統一するのが適切ではないか。（男子リーグ戦・女子リーグ戦等）

今回の議論

- ・男子部・女子部を廃止した際の影響を説明。
 1. 規約の大幅改正。
 2. 大会名の大幅変更。
 3. 大会名の変更に伴い、「リーグ戦」・「新人戦」に女子の選手が出場できなくなる可能性。
 4. 学連内の役職名変更。
 5. 委員長に女子の採用ができるようになる。
- ・各校意見交換。廃止について理由を含めて賛成か反対かを協議する。
- ・出た意見を集約。本連盟内で再度協議。

15. 第71期リーグ戦について

○「新人」・「旧人」について

- ・「旧人」：都学リーグ戦の試合において、1本でも引いた事がある選手を指す

※附矢・立順登録外の選手の行射は含めない

※全関東大会、インカレ、王座、百射会等の出場有無は関係ない

※新人戦・女子部新人戦への出場は不可

※2020年実施の「リーグ戦代替大会」への出場経験は含めない

- ・「新人」：都学リーグ戦に出場したことの無い選手

○開催形式

：対面開催

- ・競技校となる大学ではない加盟校の道場を試合会場に指定。

- ・競技校とは別に、空き週となっている加盟校を立合校に指定（機械的に割り振るため、道場校と重複する可能性あり）。

- ・日程は、年間事業計画を参照（各週日曜開催）。

○競技校・立合校間の連絡手段について

今年度もオープンチャットを指定（リンク一覧は別途資料を参照のこと）。

○試合の日程変更に関して

加盟校からの申告による日時の変更は原則認めない。

天災の発生など、大規模な不可抗力の事由が発生した場合のみ、規約に基づき委員長の判断で変更する可能性がある（本連盟規約第四十条、第一七八条）。

○練習試合に関して

リーグ戦第一週から第五週および順位決定戦、入替戦の週においては、練習試合を禁止する。
なお予備週に限っては事前に本連盟に申告し、本連盟が認めた場合のみ練習試合を認める
（本連盟規約 第七十七条、一〇五条）。

昨年のリーグ戦は順位決定戦の週においても練習試合を認めていたが、公平性の観点から第71期リーグ戦では、順位決定戦の週の練習試合は禁止とする。

16. 連絡事項・その他

全体を通した質疑応答の時間とする。